

茨城町第5次行政改革大綱

平成31年3月

茨 城 町

はじめに

本町では、平成7年5月に「茨城町行政改革推進本部」を設置し、平成8年3月に「茨城町行政改革大綱」を策定いたしました。その後、社会経済状況の変化や地方分権を踏まえて、第2次、第3次の行政改革大綱を策定するとともに、平成26年6月に「茨城町第4次行政改革大綱」を策定し、「町民との協働による行政改革の推進」、「分権型社会に対応した行政経営体制の確立」、「健全で効率的な財政運営の推進」の基本方針に基づき、大綱に掲げられた改革の各目標に沿って取り組みを行い、多くの成果を上げてきました。

しかしながら、今後さらに進行する少子高齢化・人口減少などに伴い財政環境がより一層厳しくなることが見込まれることや、将来的には町全体の活力低下が懸念されるなど、予断を許さない状況が続いています。

このような状況を踏まえ、これまでの計画を継承・発展させるとともに、更なる行政改革の推進を図るため、「住民サービスの向上」、「民間委託等の推進と業務改革」、「持続可能な財政運営」を基本方針として、「茨城町第5次行政改革大綱」を策定いたしました。

今後は、本大綱に基づき、質の高い住民サービスの提供や持続可能な行財政運営を図るため、職員一丸となって取り組んでまいります。

結びに、本大綱の策定にあたり、熱心にご審議いただきました行政改革推進審議会の委員各位をはじめ、関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成31年3月

茨城町長 小林 宣夫

目 次

第1章	行政改革の取組成果と今後における必要性	… 1
1	行政改革の取組成果	… 1
2	今後における必要性	… 2
	(1) 本町の財政状況と今後の見通し	… 3
	(2) 対応すべき時代の流れ	… 4
第2章	行政改革の基本方針	… 5
1	基本目標	… 5
2	推進項目と推進方針	… 5
3	推進期間	… 6
4	推進体制	… 6
5	進捗管理	… 6
第3章	第5次行政改革大綱 体系図	… 7
資料編		… 8
1	諮問書	… 9
2	答申書	… 10
3	茨城町行政改革推進審議会規定	… 11
4	茨城町行政改革推進審議会名簿	… 13

第1章 行政改革の取組成果と今後における必要性

1 行政改革の取組成果

本町では、平成8年3月に「茨城町行政改革大綱」を策定して以来、4次にわたる大綱を策定し、積極的に行政改革を推進し、数多くの成果を上げてきました。

現在の「茨城町第4次行政改革大綱」は、「町民との協働による行政改革の推進」、「分権型社会に対応した行政経営体制の確立」、「健全で効率的な財政運営の推進」を基本方針とし、質の高い行政サービスの実現に向けて、継続的に行政改革を推進しているところです。

【これまでの経過】

<input type="checkbox"/>	平成 7年 5月	茨城町行政改革推進本部設置
<input type="checkbox"/>	平成 7年10月	茨城町行政改革推進審議会設置
<input type="checkbox"/>	平成 8年 3月	茨城町行政改革大綱策定
<input type="checkbox"/>	平成16年 3月	茨城町行政改革大綱（改訂版）策定
<input type="checkbox"/>	平成18年 3月	茨城町集中改革プラン策定
<input type="checkbox"/>	平成21年 3月	茨城町第3次行政改革大綱・実施計画策定
<input type="checkbox"/>	平成26年 6月	茨城町第4次行政改革大綱・実施計画策定
<input type="checkbox"/>	平成30年 3月	茨城町第6次総合計画策定

【第4次行政改革大綱における取組成果】

平成29年度末現在

事業名	目標及び実績
農業公社の設立	完了 平成27年7月
小中学校の再編	完了 平成28年4月
情報セキュリティ対策の充実	完了 平成29年3月
保育所保育料及び放課後児童クラブ負担金の口座振替の実施	完了 平成29年3月
自主防災組織の育成（消防）	指導訓練実施 目標10回 組織数 実績11回

給食食材の地産・地消の推進	町内産野菜等 使用率	目標 57.50% 実績 62.22%
官学連携事業の推進	連携事業数	目標 5 事業 実績 5 事業
地球温暖化防止計画の推進	推進員数 キャンペーン 実施回数	目標 5 人 実績 6 人 目標 3 回 実績 3 回
公共下水道への接続率の向上	接続率 普及率	目標 77.5% 実績 81.9% 目標 23.6% 実績 23.7%
職員研修の推進	内部研修数 自治研修数	目標 12 回 実績 12 回 目標 5 回 実績 15 回
e L T A X (エルタックス) の利用促進	利用率	目標 30.0% 実績 34.1%
定員適正化計画による適正な定員管理	職員数	目標 309 人 実績 307 人
町税滞納金の縮減	町税収納率	目標 92.50% 実績 96.20%
個人住民税特別徴収の推進	実施事業者数	目標 3,700 社 実績 4,023 社
中期財政計画の見直し・策定	財政調整基金	目標 19.00 億円 実績 19.55 億円

2 今後における必要性

将来的な財政状況は、少子高齢化・人口減少の進行に伴い、生産年齢人口の減少による町税の減少、歳出においては、社会保障関連経費、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加等により、年々厳しくなることが見込まれます。

また、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など、増大・多様化する住民のニーズに的確かつ柔軟に対応することが求められています。

このような状況の中、住民のニーズに対して効率的かつ効果的に質の高い

公共サービスを提供していくためには、行財政運営全般において不断の検証・評価を実施し、限られた経営資源の有効活用を図り、さらなる行政改革を推進していく必要があります。

(1) 本町の財政状況と今後の見通し

平成29年度一般会計の決算額は、歳入が約119億1千1百万円に対して、歳出が約114億6千5百万円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、約4億4千6百万円の黒字となりました。

黒字となった主な要因として、歳入面では、給与所得等の増加に伴う個人町民税の増収や太陽光発電施設の増加に伴う固定資産税の増収等が挙げられます。また、歳出面では、厳しい財政状況を踏まえて、施策の選択と集中に努めてきたことが挙げられます。

平成29年度末における一般会計の町債残高は、前年度末よりも約1億7千9百万円増の約98億5千2百万円となり、臨時財政対策債を除いた町債残高についても、約6千9百万円増の約40億4千7百万円となっています。また、自主財源比率も42.0%にとどまっており、過去最高値である平成19年度の49.1%を7.1ポイント下回る状況にあります。

平成31年度の歳入における一般財源合計額は増収を見込んでおり、主要財源である町税は、桜の郷地区の新規家屋や太陽光発電施設の増加による固定資産税の増加を見込んでいます。しかしながら、たばこの販売本数の減少により、たばこ税の減収が見込まれることから、依然として厳しい財政状況が続く見通しとなります。

また、平成31年度の歳出においては、扶助費が少子高齢化等の影響により約5千3百万円の増、また、公共下水道事業・農業集落排水事業や国民健康保険・介護保険などの特別会計への繰出金では、約5千8百万円の増加となり、財政調整基金等の取崩しを行わない通常収支では約6億6千5百万円の財源不足が見込まれます。

なお、平成32年度以降も、広域ごみ処理施設整備事業、防災行政無線デジタル化更新事業等の大規模事業が継続するため、一層の歳出削減が求められます。

今後の財政運営に当たっては、町債発行額の抑制、将来を見据えた財政調整基金等の適正規模の確保や自主財源の積極的確保、施策や事業の重点的かつ効果的な実施など、経営感覚を持った予算の重点化が極めて重要となります。

(2) 対応すべき時代の流れ

①急激に進む少子高齢化・人口減少

人口減少が加速し、産業・経済活動やコミュニティ活動をはじめ、あらゆる活動の担い手が減少することから、将来的な町全体の活力の低下が懸念されています。

このため、将来にわたって活力ある地域社会を維持するためには、保健・医療・福祉・子育て・教育環境の充実、産業の育成と雇用の確保、生活基盤の整備など、様々な分野における取組を一体的に進めていく必要があります。

◆茨城町人口ビジョン（平成27年度策定） 人口予測 単位：人

	2020年	2025年	2030年	2035年
人口予測	32,585	31,344	29,989	28,538

②強く求められる地方の自立

地方分権の進展とともに、地方創生の時代を迎え、これからの自治体には、地域における多様な人的資源を活かしながら、自らの権限と財源により、独自の施策を展開することが一層強く求められています。

このため、住民や関係団体、民間企業等の多様な主体の参画と協働を促しながら、自治体経営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立・持続可能な体制を確立していく必要があります。

③さらに進む情報化

様々な情報通信機器・サービスの普及により、情報通信環境は急速に向上を続けているほか、人工知能やIOTなども実用化されてきており、あらゆる分野でICTを利活用する時代が到来しています。

このため、本町においても、こうした情報化を今後のまちづくりに欠かせない社会基盤として認識し、ICTの導入及び利活用に向けて積極的に取り組むことが求められています。

第2章 行政改革の基本方針

1 基本目標

これまでの行政改革の取り組みにより、コスト縮減や事業の見直しを中心とした量的な削減については、一定の成果を上げてきました。

今後は、人員と予算の効率性を高め、引き続き質の高い住民サービスを提供することに努めていきます。

また、職員一人一人の意識改革を推進するとともに、効率的な組織づくりを進め、限られた経営資源を有効に活用し、持続可能な行財政運営を目標として行政改革を進めていきます。

2 推進項目と推進方針

①住民サービスの向上

住民の利便性向上と質の高いサービスの提供を図るため、利用者の視点に立ったサービスの推進、協働の推進、情報発信の充実に取り組みます。

また、高度化・多様化する住民のニーズに、的確かつ柔軟に対応できる組織を形成するとともに、職員の意識改革、政策形成能力等の向上を図るため、人材育成を推進します。

②民間委託等の推進と業務改革

行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図るため、民間への委託等が可能な業務については、導入後の効果等の検討を行い、民間委託等の推進や指定管理者制度の導入を図ります。

また、現行の事務事業については、BPR（※1）等の手法やICT（※2）等の利活用により業務の改善を図ります。

※1 BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）

業務全体を対象として効率や生産性を改善するために、業務全体を全面的に見直して、再構築すること

※2 ICT（情報通信技術）…コンピューターやインターネットを中心とするネットワークを活用し、生活や仕事に役立てるための技術

③持続可能な財政運営

社会保障関連経費の増加や公共施設の老朽化への対応等により、今後も財政運営は厳しい状況が続くことが見込まれることから、将来にわたり安定的・効率的な行財政運営を図るため、引き続き持続可能で健全な財政構造の確立を推進します。

3 推 進 期 間

本大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

4 推 進 体 制

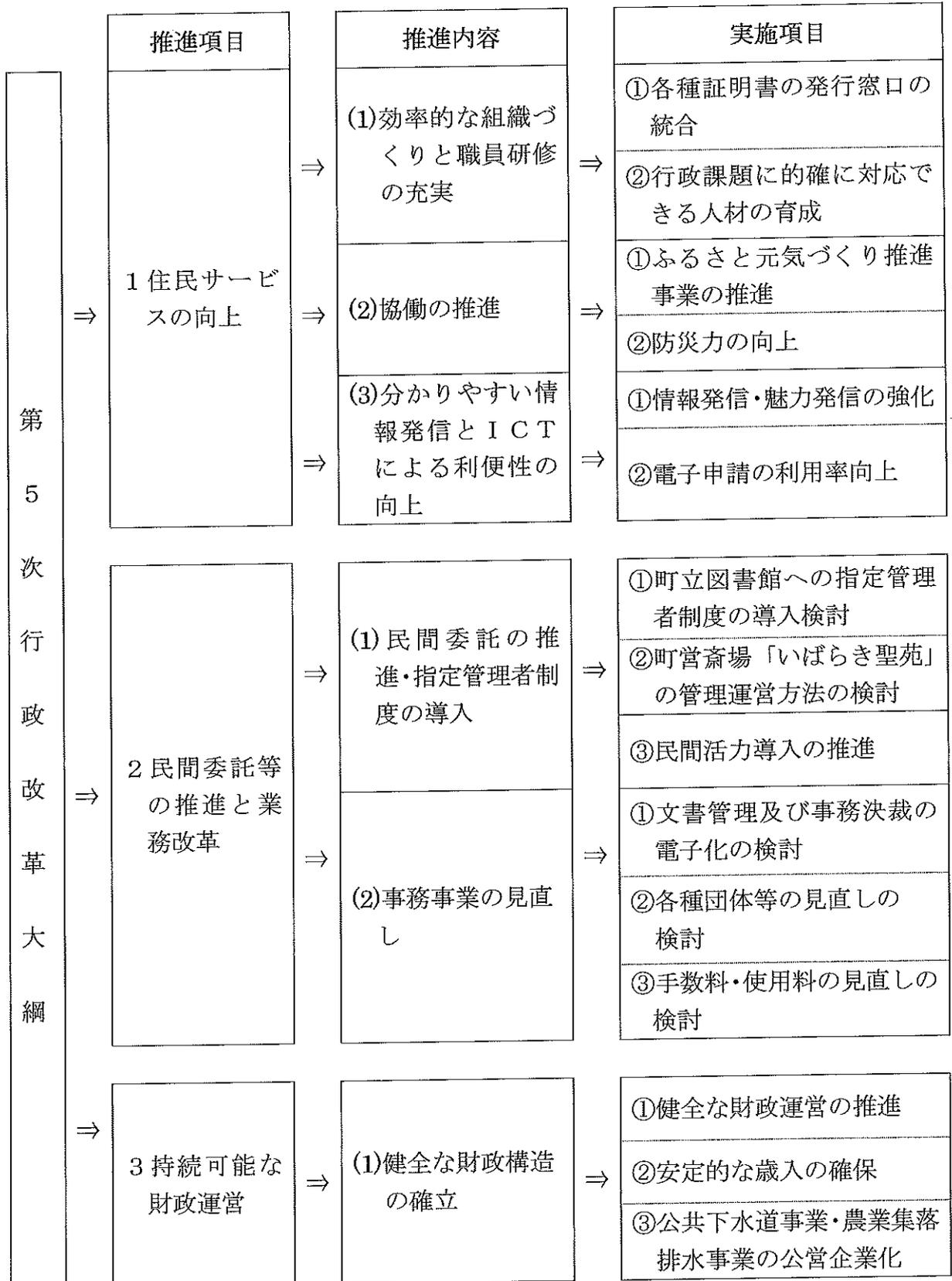
行政改革の推進に当たっては、町長を本部長とする茨城町行政改革推進本部が中心となり、すべての職員が自らの問題と捉え、全庁体制による見直しや改革に取り組みます。

5 進 捗 管 理

改革の進捗状況等については、茨城町行政改革推進審議会に毎年報告し、助言や提言をいただき改革に反映します。また、広報誌やホームページを通じて成果や進捗状況を公表します。

なお、本大綱に記載されていない事項や、後に生じた課題等については、必要に応じて、柔軟に見直しを行います。

第3章 第5次行政改革大綱 体系図



資 料 編

- 1 諮問書
- 2 答申書
- 3 茨城町行政改革推進審議会規定
- 4 茨城町行政改革推進審議会名簿

1 諮 問 書

茨町総第120号
平成31年2月12日

茨城町行政改革推進審議会会長 様

茨城町長 小林 宣夫

茨城町第5次行政改革大綱及び実施計画の策定について（諮問）

茨城町第5次行政改革大綱及び実施計画の策定にあたり、茨城町行政改革推進審議会規程第2条の規定に基づき諮問します。

諮 問 理 由

平成26年6月に策定した第4次行政改革大綱及び実施計画の推進期間が平成30年度をもって終了するため、平成31年度から平成35年度までの5年間において新たに取り組む第5次行政改革の大綱及び実施計画について意見を求めます。

2 答 申 書

平成31年3月28日

茨城町長 小林 宣 夫 様

茨城町行政改革推進審議会
会 長 寺 山 勝 衛

茨城町第5次行政改革大綱及び実施計画の策定について（答申）

平成31年2月12日付け茨町総第120号で諮問のありました茨城町第5次行政改革大綱及び実施計画の策定について、本審議会を開催し慎重に審議した結果、適当であると認め答申します。

なお、下記事項に十分配慮の上、積極的に行政改革を推進されるよう要望します。

記

- 1 これまでの行政改革の取り組みにより、着実に成果を上げられていることを評価します。引き続き、積極的に行政改革を推進し、住民サービスの向上に努められたい。
- 2 少子高齢化や人口減少の進行により、将来的な町全体の活力低下が懸念されます。今後の課題解決に向けて、組織体制の強化及び職員の能力向上に努められたい。
- 3 将来的な財政状況は、年々厳しくなることが見込まれることから、特に歳入の確保を強化し、健全で持続可能な財政基盤の確立に努められたい。

3 茨城町行政改革推進審議会規程

茨城町行政改革推進審議会規程

平成7年10月25日

規程第4号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現を推進するため、茨城町行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、茨城町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、行政改革推進本部（以下「本部」という。）から、行政改革大綱の推進状況について定期的に報告を受ける。

3 審議会は、本部に対し、行政改革大綱の推進について必要な助言を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、住民の代表者等から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成7年10月25日から施行する。
- 2 茨城町行財政改革審議委員会規程（昭和60年茨城町規程第1号）は、廃止する。

附 則（平成14年規程第8号）

この規程は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

4 茨城町行政改革推進審議会委員名簿

茨城町行政改革推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	役職等	備考
寺山勝衛	社会教育委員議長	会長
大貫恒夫	学識経験者	副会長
福田茂	議会議長	
田家勇作	議会 総務・経済建設 常任委員長	
大貫光一	区長会会長	
木村みち子	女性会連絡協議会会長	
園部芳一	学識経験者	
坂場道子	学識経験者	
市毛和幸	学識経験者	
藤枝一行	学識経験者	